

特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

(定義)

第1条 特定個人情報等とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に定める個人番号ないしは特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）をいう。

(特定個人情報等の秘密保持義務)

第2条 乙は、特定個人情報等を秘密として保持し、法令に定める場合を除き第三者に提供又は開示若しくは改竄又は目的外の利用をしてはならない。

2 乙は、特定個人情報等の全部又は一部を甲の許可無く複製又は複製してはならない。

3 乙は、甲が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じ、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

4 本条の規定は、本契約の終了後も有効とする。

(特定個人情報等の持出の禁止)

第3条 乙は、甲の許可を得て乙の事業所内（データセンター等を含む）にて特定個人情報等を管理する場合は、乙事業所内の管理区域にて厳密に管理し、甲の事前の承諾なしに当該区域外へ持ち出してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、特定個人情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、乙が負うべき特定個人情報等の安全管理措置義務を再委託先にも課すこととし、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報を甲に通知する。

3 前項の再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先を甲が指定した場合を除き、乙が責任を負うものとする。

(漏えい事案等が発生した場合の責任)

第5条 乙は、乙の支配が可能な範囲において、特定個人情報等の情報漏えい等に関し責任を負うものとする。

2 乙は、特定個人情報等の情報漏えい等を確認した場合、ただちにその旨を甲に報告し、速やかに影響の極小化を図るとともに、必要な調査を行ったうえ、当該特定個人情報等の項目、内容、数量、発生状況等の詳細な調査結果及び今後の対処方針を書面により報告しなければならない。

(契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄)

第6条 乙は、本契約が終了した場合は、特定個人情報等が記録された磁気媒体や帳票等を遅延なく甲に返却しなければならない。ただし、甲の指示があるときは、その指示内容に従い甲の許可を得て削除又は廃棄するものとする。

2 乙は、前項の規定により、返却若しくは削除又は廃棄が完了した場合には、甲に対して書面で報告するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の選任と監督・教育)

第7条 乙は特定個人情報等を管理監督する管理責任者を定めるものとする。

2 前項の管理責任者は、乙の従業員の中から特定個人情報等を取り扱う担当者を選任し、第2条の秘密保持義務が徹底されるよう、特定個人情報等を取り扱う担当者に対し必要な教育及び訓練を行うものとする。

(遵守状況等の報告)

第8条 乙は、甲から特定個人情報等の安全管理措置や取扱状況等の遵守状況について報告を求められた場合には、相当な期間内にこれを報告しなければならない。

2 前項の報告内容及びその方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、合理的理由により必要な時には、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、乙の業務に支障のない範囲で乙の施設へ立ち入り、本契約に規定する事項の遵守状況等の実地調査ができるものとする。

2 甲は、前項の調査の結果、乙の特定個人情報等の安全管理措置の改善が必要と判断した場合、乙に対し、その改善を要請することができるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第12条 本契約又は番号法その他関連する法令やガイドラインに定めのない事項や疑義が生じた場合、甲及び乙が別途協議のうえ解決するものとする。